

日高中部衛生施設組合告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び6年度において、日高中部衛生施設組合が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和4年11月10日

日高中部衛生施設組合長 大野 克之

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第1 資 格

1 基本的資格要件

日高中部衛生施設組合が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当することとする。

- （1）政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）
 - イ 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）
 - ウ 市区町村民税（住民税等）
- （4）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （5）申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

2 契約の種類による資格要件

（1）工事の請負契約

- ア 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たして

いる者でなければならない。

(ア) 令和4年12月1日(随時の申請の場合にあつては、申請をしようとする月の初日)現在において、申請を希望する業種に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可を受けており、かつ、その建設業の許可を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(イ) 資格審査の申請する日(その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日)の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日(以下「基準日」という。)以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(2) 設計等に係る契約

測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料及び道路清掃の契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 設計等の契約についての競争入札参加資格者のうち測量又は建築設計に係る契約については、次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(ア) 測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。

(イ) 建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 令和4年12月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年12月1日の直前1ヵ年度決算期の間(随時の申請する場合にあつては、申請しようとする月の初日の直前1ヵ年度の決算期の間)にその契約の種類における売上高を有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあつては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

4 審査基準日 令和4年12月1日

(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日を基本とする。)

第2 資格審査の申請の方法等

1 申請の方法等

- (1) 新ひだか町に申請することで、日高中部衛生施設組合への申請となります。
- (2) 申請の時期等は新ひだか町と同様となります。
- (3) 構成町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請すること。
- (4) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (5) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、
 - (1) によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (6) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (7) 特に組合長が必要と認めた者については、組合長の指定する日とする。

第3 参加資格を有する者の名簿への登載

- (1) 共同審査システムでの申請受理及び形式審査後、日高中部衛生施設組合による競争入札参加資格の審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者については、令和5年度及び6年度において、日高中部衛生施設組合が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載される。
- (2) 資格者名簿は、第5に定める有効期間の間、次の事項について新ひだか町のホームページにおいて公表するものとする。
 - ア 競争入札参加資格者の商号又は名称、所在市町村等
 - イ 登録業種、格付業種についてはその評価点及び内訳

第4 資格審査結果の通知等

競争入札参加資格者に係る資格審査の結果通知については、資格者名簿を新ひだか町のホームページにて公表することにより、結果の通知に代えるものとする。

なお、参加資格を有しないと決定したときは、別途、競争入札参加資格結果通知書により通知するものとする。

第5 資格の有効期間等

1 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、随時の申請の場合にあっては、資格を有することと認められた旨の通知があった日(有効期間の開始日)から令和7年3月31日までとする。
- (2) 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、令和5年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認められた旨の通知があった日(有効期間の開始日)以後の入札に参加する資格を得ることができる。

2 有効期間の更新手続

1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は喪失するものとする。

- (1) 政令第167条の4に該当したとき。
- (2) その他第1の1(第1の1の(3)に規定する資格要件は除く。)、2又は3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (5) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするときは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継したとき。
- (2) 競争入札参加資格者(建設工事の資格に限る)が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けたとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である競争入札参加資格者がその構成員(競争入札参加資格者であるものに限る。)を変更したとき。
- (4) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したとき。

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。

第8 資格申請内容の変更

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。(協同組合等にあつては構成員に変更があったとき。)
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。

- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。

第9 資格の辞退（喪失）届出

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退（喪失）の届出をしなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
- (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき。

2 辞退（喪失）届出の方法

辞退（喪失）の届出をしようとする者は、第2に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。